

国立研究開発法人精神・神経医療研究センター病院

医療型障害児入所施設サービス・療養介護サービスにおける

身体拘束の適正化及び虐待防止の為の指針

1	<p>(事業所における身体抑制等の適正化及び虐待防止に関する基本的な考え方)</p> <p>第1条 当院の療養介護サービス及び医療型障害児入所施設サービス(以下、「事業所」という。)は、障害者の虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を理解し、障害者及び障害児(以下、「利用者」という。)に生きがいと安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、利用者本位の真心と優しさのこもった、最高のサービスを提供していく。</p> <p>2, 事業所は身体拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての職員に周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 利用者の人権を尊重しつつ必要最低限に行う。(2) 身体拘束は廃止すべきものであり、「身体拘束ゼロ」を目指して常に努力をする。(3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。(4) 身体拘束を許容する考え方はせずに、身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。(5) 強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。(6) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。(7) やむを得ない場合、利用者、家族、成年後見人に丁寧に説明を行い、身体拘束を行う。 <p>3, 事業所は虐待防止に関し、利用者の人権を尊重し、以下の虐待の定義内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 身体的虐待: 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行(殴る、蹴る等)を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。また、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる等の行為も該当する。(2) 性的虐待: 本人の前でわいせつな言葉を発することや、わいせつな会話をする、裸にするなど障害者に対しわいせつな行為またはわいせつな行為をさせること。(3) 心理的虐待: 障害者に対する著しい暴言(怒鳴る、ののしる)、著しく拒絶的な対応(話かけているのに意図的に無視する)又は不当な差別的な言動(子ども扱いをする、障害者を侮辱するような言葉を浴びせる等)、「言葉による拘束」(スピーチロック)、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(4) 放棄・放置: 障害者を脆弱させるような著しい減食又は長時間の放置(汚れた衣類を着させ続ける、髪や爪が伸び放題、汚れているのが分かっているのに排泄介助をしない、その他の障害者を援護すべき職務上の義務(必要な福祉サービスを受けさせない)を著しく怠ること。(5) 経済的虐待: 本人の同意なしに財産や年金、賃金の使用など、本人が希望する金銭の使用
---	--

	を理由なく制限すること。
2	<p>(身体拘束の適正化及び虐待防止委員会に関する事項)</p> <p>第2条 事業者は虐待防止及び身体拘束適正化を目的として、身体拘束の適正化及び虐待の防止委員会(以下、「事業所委員会」という。)を設置する。また、院内にも同様に虐待防止委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2, 事業所委員会は年6回、定期的を開催し、次のことを検討、協議する。</p> <p>(1) 日常的支援をモニタリングし、利用者の人権を尊重した適切な支援が行われているかを確認する。</p> <p>(2) 身体拘束の必要性のアセスメントを行う。</p> <p>(3) 身体拘束の適正化及び虐待防止の為の指針を確認し、必要に応じて見直す。</p> <p>(4) 委員会の年間計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。</p> <p>(5) 虐待が発生した場合は、その原因を分析し、再発防止策を検討し実施する。</p> <p>3, 委員会は年6回、定期的を開催し、次のことを検討、協議する。</p> <p>(1) 事業者の年間研修計画に沿って、研修及び必要な教育を実施する。</p> <p>(2) 日常的支援をモニタリングし、利用者の人権を尊重した適切な支援が行われているかを確認する。</p> <p>(3) 虐待防止チェックリスト等を活用し、虐待または身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。</p> <p>(4) 虐待が発生した場合、その原因を分析し、再発防止策を検討して実施する。</p> <p>4, 必要に応じて、精神科医や知見を有する第三者の助言を得る。</p>
3	<p>(身体拘束及び虐待防止の適正化及び虐待防止のための職員研修に関する基本指針)</p> <p>第3条 事業者は、年間研修計画に沿って「身体拘束防止研修」、「虐待防止研修」の研修を必ず実施する。</p> <p>(1) 全職員対象に、「身体拘束防止研修」、「虐待防止研修」を実施する。</p> <p>(2) 管理者が「身体拘束防止研修」、「虐待防止研修」が必要と認めた場合は、随時実施する。</p>
4	<p>(事業所で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針)</p> <p>第4条 利用者、又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。</p> <p>(1) 障害者虐待防止法及び児童虐待防止法で「正当な理由なく利用者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為である。</p> <p>当院における身体抑制として取り扱う用具は、体幹抑制、四肢抑制、肩抑制、ミトン(安全手袋)、車椅子用安全帯、4点柵、成人が使用する高柵ベッドである</p>

	<p>ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能が活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、車椅子乗車時のベルトは利用者の安全確保に必須であるため、身体拘束に該当しない。</p> <p>(2) 身体拘束等を行わずに支援するための3つの原則</p> <p>①身体拘束を誘発する原因を探り除去する。 利用者ではなく、支援する側の関り方や環境に問題があることも少なくない。利用者個別の理由や原因を徹底的に探り、除去する支援を行う。</p> <p>②身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現をめざす。</p> <p>③以下の5つの基本的な支援を実行し、身体拘束によらない支援を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 起きる (ii) 食べる (iii) 排泄する (iv) 清潔にする (v) 活動する (アクティビティ)
5	<p>(身体拘束発生時の対応に関する基本指針)</p> <p>第5条 身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。</p> <p>なお、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限る。</p> <p>(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件</p> <p>緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合には、以下の3つの要件を満たすことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされている可能性が著しく高いこと ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 <p>(参照資料2001年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」身体拘束ゼロへの手引き)</p> <p>(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き</p> <p>①組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず身体拘束を行うときは、個人の判断で行わずに、カンファレンス等で組織として慎

重に検討し、決定する。

・身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記録する。カンファレンス等で身体拘束の原因となる状況を徹底的に分析し、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定する。ここでも、利用者個別のニーズに応じた個別の支援を検討する。

②利用者、家族への説明と同意

・身体拘束を行う場合は、利用者や家族に身体拘束に関する説明書で身体拘束の内容、目的、理由、時間等を主治医または担当医が説明し、十分な理解を得る。

・事前に利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明し、理解を得る。

③身体拘束の方法

(i) 用具は安全性のあるものを使用する。

ミトン等の使用方法については看護手順を参照。

(ii) 具体的な使用法は電子カルテ掲示板内、精神科マニュアルを参照。

精神科マニュアル→03.行動制限マニュアル 3-2) 身体拘束→3.手技マニュアル

(iii) 二次的障害（褥瘡、循環障害、脱臼、骨折など）を予防する。

④身体拘束に関する事項の記録

(i) 身体拘束の目的、それに至るまでの利用者の状況

(ii) 説明した際の利用者または家族の反応、理解度

(iii) 拘束開始時、拘束方法、使用物品

(iv) 観察事項（循環障害、しびれ、冷感、皮膚トラブルの有無など）、観察時間

(v) 拘束解除に向けた検討（すくなくとも1日1回）

(3) 身体拘束廃止未実施減算

・2018年度身体福祉サービス等の報酬改定で、身体拘束の適正化を図るために身体拘束等に係る記録をしていない場合、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が既に創設されている。

(i) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

(ii) 委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(iii) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(iv) すべての従業者に対し、人権及び虐待・身体拘束防止研修採用時及び年2回、定期的実施すること。

・減算の取り扱い

	上記の（i）から（iv）を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。 （身体拘束廃止未実施減算 5 単位/日）
6	（虐待発生時の対応に関する基本指針） 第 6 条 虐待等が発生した場合には、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待が職員等であったことが判明した場合には、役職位を問わずに厳正に対処する。 また、緊急性が高い事案の場合には、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先する。
7	（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針） 第 7 条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業所のホームページに掲載し、利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。
8	（その他身体拘束及び虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針） 第 8 条 身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で、以下の点について、十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む。 （1）マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか。 （2）事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。 （3）障害者等は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか。 （4）障害等があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか。 （5）支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。 ※本指針の記載事項等については、各事業の「身体的拘束等の排除マニュアル」を参照

令和 4 年 8 月作成